# 治山砂防課

### 治山砂防課ホームページ

平成29年度 事業費(県当初予算)	(単位:千円)
<ul> <li>◆ 治山費················· 8 1 6, 6 7 2</li> <li>◆ 治山施設災害復旧費········ 2 0 0, 0 0 0</li> <li>◆ 治山施設災害関連事業費···· 4 0 0, 0 0 0</li> <li>◆ 災害関連緊急砂防事業費···· 3 0 0, 0 0 0</li> </ul>	<ul> <li>◆ 土木総務費············· 6, 466</li> <li>◆ 河川総務費············ 365, 528</li> <li>◆ 砂防費··········· 3, 440, 721</li> <li>◆ 直轄河川海岸事業費負担金·107, 790</li> </ul>

合計 … 5, 637, 177

### 1 土砂災害対策

近年は地球温暖化の影響を受けてか、局地的大雨(ゲリラ豪雨)が増加するとともに 激甚化の傾向にもあり、土砂災害が発生しやすい状況となっています。このため、地域 の安全・安心を確保することを目的に、土砂災害危険箇所における施設整備等ハード対 策を推進するとともに地域の防災活動や避難体制の強化を図るため土砂災害警戒区域等 の指定や土砂災害警戒情報の提供などソフト対策を推進し、ハード・ソフトー体となっ た土砂災害防止対策を実施します。

### 1)ハード対策

### 砂防関係事業

- ■通常砂防事業
- ■火山砂防事業
- ■地すべり対策事業
- ■急傾斜地崩壊対策事業
- ■災害関連緊急砂防事業

#### ●地すべり対策事業



地すべりによって被災した地区を復旧します。 また、地すべりの恐れのある地区では、集水井や 集水ボーリングにより地下水を排除し、地すべり が起こるのを防ぎます。

#### ●砂防事業



人家背後の砂防えん堤(ダム)により、 地域を土砂災害から守ります。

#### ●急傾斜地崩壊対策事業



人家裏の急ながけが崩れないよう対策を行 います。写真ではコンクリートの法枠を設 置しています。

### 〇災害関連緊急砂防事業(H19)





豪雨により土石流の発生した渓流に砂防えん 堤や渓流保全工を整備し、地域を土砂災害か ら守ります。

### 土砂災害危険箇所と整備率

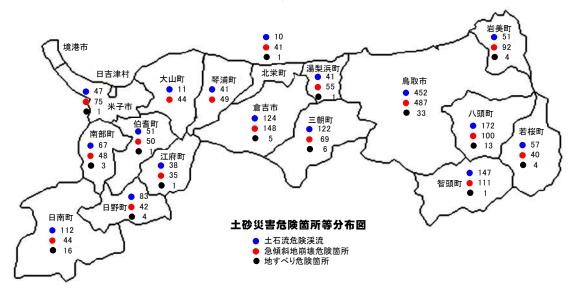
県内には土砂災害の対策が急がれる危険箇所が約3千箇所ありますが、整備された箇所は26%程度しかありません。土砂災害の防止には施設整備が最も有効ですが、多大な費用と期間が必要となるため、防災体制の強化や避難のためのソフト対策を合わせて実施しています。

土砂災害危険箇所整備状況

H29.3 末現在

項目	危険箇所数※1	整備数	整備率(%)
土石流危険渓流	1, 626	484	29. 8
急傾斜地崩壊危険箇所	1, 352	303	22. 4
地すべり危険箇所	94	19	20. 2
合計	3, 072	806	26. 2

※ハード事業の実施対象となる土砂災害危険箇所

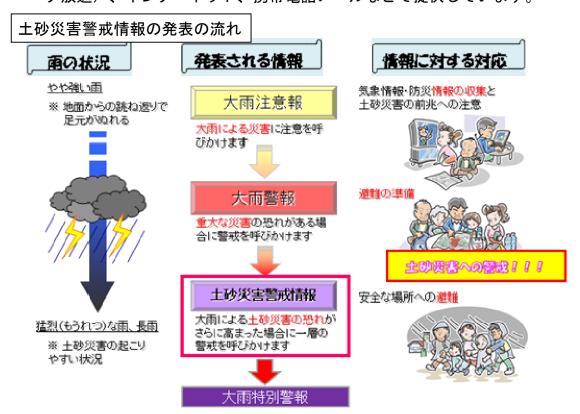


### 2) ソフト対策

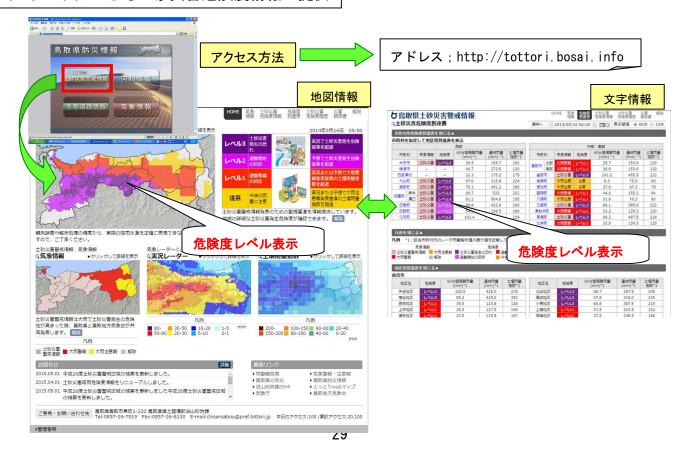
施設整備等ハード対策の整備率が依然として低い現状にあるなか、土砂災害対策としてもう一つの重要な対策が、警戒避難体制の整備等のソフト対策です。県民自らが 土砂災害から自分の身を守れるよう、市町村が避難勧告等発令の際の判断指標となる ように「いつ、どこが危険であるか」などの情報を提供する取り組みを行っています。

### ●「いつ危険なのか?」・・・「土砂災害警戒情報」の提供

土砂災害警戒情報は、大雨警報発令時に、土砂災害の危険性が高まったとき発表される気象情報です。平成20年2月より提供を開始し、テレビ、ラジオで放送されます。 土砂災害警戒情報が発表された地域では、防災体制の強化や安全な場所へ避難するなど災害への注意が必要です。(平成28年度まで:土砂災害警戒情報24回発表)県では土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報をNHK地上デジタル放送(データ放送)、インターネット、携帯電話メールなどで提供しています。



#### インターネットによる土砂災害危険度情報の提供



### 携帯電話メール等による土砂災害危険度情報の提供

(1)あんしんトリピーメールによる提供

「土砂災害警戒情報」が発表された場合、あんしんトリピーメールにより土砂災害発生の危 高まっている地区名を文字情報で提供します。

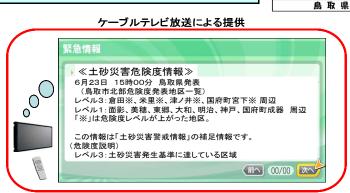
#### (2)ケーブルテレビによる提供

「土砂災害警戒情報」が発表された場合、発表地域に応じて、各ケーブルテレビ会社により 災害発生の危険度が高まっている地区名を文字情報で提供します。

- ・日本海ケーブルネットワーク(株)及び(株)鳥取テレトピア
- ·鳥取中央有線放送(株)
- ・(株)中海テレビ放送
- ・(株)全関西ケーブルテレビジョン

#### 提供画面イメージ





### インターネットが利用できない方も「土砂災害危険度情報」の入手が可能に!

※ケーブルテレビ放送による提供について 現在も関係機関に協力を呼びかけるなど、他の地域への提供拡充に取り組んでいます。

鳥取県防災情報 (携帯電話版) においても提供中です。 →携帯電話アドレス (http://tottori.bosai.info/mobile/)





登録無料

あんしん

欲しい情報が選べま

○気象警報・注意報 ・地震情報(震度3以上) ・津波情報 ・危機管理情報(避難勧発 ・対抗情報 ・安心安全イベント情報 など

トリピーメール

### ●「どこが危険なのか?」・・・土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害防止法に基づいて土砂災害の恐れのある危険箇所を土砂災害警戒区域 (イエロー区域) に指定しています。これらの区域は県庁、各県土整備所(局)、各市町村役場、ホームページで見ることができます。また、住民の方に危険箇所をお知らせするために、危険箇所看板の設置を行っています。

現在、イエロー区域の指定に伴い、市町村ではハザードマップの 作成や避難体制の整備が順次進められています。

#### 土砂災害警戒区域等の指定イメージ





危険箇所看板

鳥取県市

土石流危険渓流

千代川水系 家ノ奥谷川

土石流が発生する恐れがありますので大雨の時は十分注意して下さい。

イエロー区域の中で、特に危険(土砂災害によって家屋が損壊する可能性がある) な区域を土砂災害特別警戒区域(レッド区域)に指定します。レッド区域の土地では、 人命を守るため、家を新築・増築する場合に、土砂災害に耐える強い構造の建物にす るなどの規制が生じます。

年度	~H19	H20	H21	H22	H23	H 24	H25	H26	H27	H28
指定	5, 268	5, 620	5, 652	5, 673	5, 703	5, 909	6, 060	6, 156	6, 184	6, 192
箇所	(2)	(2)	(157)	(499)	(1, 076)	(2,559)	(3, 538)	(4, 127)	(4, 930)	(4, 960)

() 内は特別警戒区域の指定箇所数

### ◇土砂災害特別警戒区域(レッド区域)内の住宅建替え等補助制度

レッド区域内での住宅の建替えや増改築時に必要となる建築構造の強化に対して補助制度がないことから、中山間地の持続的な発展に資するものとして、レッド区域内での住宅の建替え等に対する補助制度を平成21年度に創設(平成26年度一部改定)し、住民の負担軽減、定住化を支援することとしています。

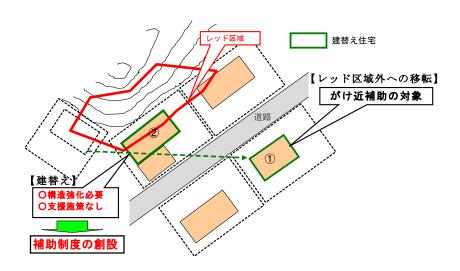
●事業主体:市町村(間接補助)

●補助対象:レッド区域内で住宅や避難所の建て替え又は増改築を行う建築主

●補助内容:外壁強化等の構造強化の費用相当額に対する補助

補助額は、1件当たり200万円を限度とし、その2分の1ずつを県、

市町村が負担



#### ◇土木防災・砂防ボランティアとの連携

鳥取県土木防災・砂防ボランティア協会との共同により、危険箇所及び既存治山・ 砂防施設の点検や、土砂災害に対する防災意識向上を図る住民や小中学生を対象とし た講習会等を実施し、土砂災害防止を推進しています。



防災教育の様子



危険箇所点検の様子

### ◇防災教育・出前講座・出前裏山診断の取組み

土砂災害などの自然災害から身を守る防災意識の啓発を図ると共に、児童を通じて 家庭や地域の防災意識の向上や将来の防災活動の担い手となる人材育成を促進するた めの講習会を開催しています。また、平成23年の東日本大震災や平成25年の伊豆 大島の土砂災害、さらには平成26年の広島市土砂災害を踏まえ、地域や企業におけ る防災に関する出前講座も開催しています。さらに、地区からの要請を受け、土木、 地盤工学の専門的な知識を有する者を現地に派遣し、住民とともに集落裏山を診断す る出前裏山診断も開催しています。講習会や出前講座、出前裏山診断等をご希望の場 合は、治山砂防課までご連絡ください。

### 【取組事例】







鳥取地方気象台、県危機管理局等との連携



### 【土砂災害防止に関する防災教育の実施状況】

										(平成29年3月末現在)		
地区等	東部地区		八頭地区		中部地区		西部地区		日野地区		合計	
年度	学校数	回数	学校数	回数								
H16~H23	39	51	11	12	17	20	10	10	7	7	84	100
H24	4	4	4	5	6	7	4	4	0	0	18	20
H25	12	13	1	1	2	2	2	2	0	0	17	18
H26	10	10	3	3	1	2	0	0	0	0	14	15
H27	9	9	3	4	2	2	1	1	0	0	15	16
H28	7	7	2	2	5	5	1	3	0	0	15	17

### 2 森林の公益的機能の復旧、維持・強化

災害等で失われた森林の働き(山地災害の防止、水源かん養、生活環境の保全・ 形成等)を回復させ、さらにその機能を高めることによって、災害に強い安全な県 土を作るとともに、水源地域の機能を強化して安定した水の供給と緑豊かな住み良 い生活環境を作ります。

また近年は、地球温暖化防止に寄与する二酸化炭素の吸収源といった役割が注目されるなど、その役割は多様化しています。これら森林の機能の復旧、強化のために必要な森林土木工事や森林の造成・整備を推進します。

### 治山事業

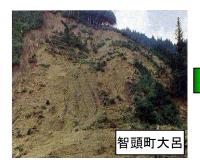
- ■山地治山総合対策事業
- 水源地域等保安林整備事業
- 地すべり防止事業
- ■林地荒廃防止事業
- ■環境防災林整備事業
- 漁場保全の森づくり事業
- 災害関連緊急治山事業 等

### ●防災林整備事業(海岸防災林造成事業)



海岸の防風林を守るため間伐材を利用した防風施設を設置し、松の植林を行っています。

山林の崩壊地の復旧と合わせて植林を行い、森林の回復を図ります。



崩壊状況(S4O年代)



工事完成後(S40年代)



森林回復後(H15)

### ●山地治山事業(復旧治山事業)(渓間工)

荒廃した渓流の復旧を行い、えん堤や渓流工により山林の安定と土砂の流出を防ぎます。



崩壊状況 (S50年代)



工事完成後(S50年代)



渓流安定(H19)

●近年の災害復旧事例:災害関連緊急治山事業(渓間工)

災害発生時にはすみやかに復旧に着手し、再び災害が起こらないよう対策を行います。



災害発生 (H19.8)

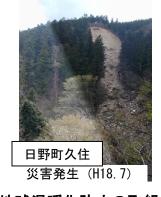


施工中



復旧完了 (H20.9)

●近年の災害復旧事例:特定流域総合治山事業(山腹工) 急な山林斜面も復旧を行い、植林をして再び森林の回復を図ります。







施工中

復旧完了(H24.1)

### ◎地球温暖化防止の取組

森林のもつ国土の保全や地球温暖化防止などの公益的機能を発揮していくためには、森林を適切に整備・保全し、間伐等の手入れを進めていく必要があります。

地球温暖化防止において、我が国は温室効果ガスを森林による吸収源で確保するなどにより、2020年度の削減目標を2005年度比で3.8%減としています。

このため、本県においても森林整備事業に携わる関係各課が連携し、平成29年度は、4,500ha/年の達成に向け、強力に森林整備を推進し、平成30年度以降も新たな目標を策定し引き続き推進することとしています。





適正な森林整備 治山施設の設置



## 3 採石場、砂利採取場の許認可及び指導

岩石採取場及び砂利採取場における災害の発生を防止し、適正な採取及び跡地整備が行われるよう指導の徹底を図るため、平成15年度に全国の都道府県では初めて条例、規則等を制定し、さらに、平成17年度から鳥取県採石場安全対策審議会を設置し、地質、環境等について専門家の意見を聴き、採石場の安全対策及び認可の是非の判断の参考とし、災害防止や環境保全をより一層進めることとしています。

なお、審議会の審議状況については治山砂防課ホームページでご覧になれます。 また、認可基準や指導基準を適切に運用するため現地点検や研修会等を実施しています。

● 鳥取県採石場安全対策審議会の実施



● 採石場の防災対策のため現地点検実施

